

静岡県告示第695号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年10月31日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 解除予定に係る保安林の所在場所

静岡市葵区梅ヶ島字桂ノ久保1324・字ロクロギ1325の1・1342の1・1342の3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、中部農林事務所及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）